（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

**第五条の二**　法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

| 区分 | 学位 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

**第五条の二**　法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

| 区分 | 学位 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |

（専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の一部改正）

**第九条**　専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十条の七第六号中「第二十条の八第二項」を「次条第二項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置）

2　この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十条第三項、専門職大学設置基準第六十六条第三項、大学院設置基準第三十五条第三項、専門職大学院設置基準第三十五条第三項、短期大学設置基準第四十三条第三項及び専門職短期大学設置基準第六十三条第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携学科又は国際連携専攻の収容定員又は学生定員が、当該国際連携学科又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割（一の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携学科又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員又は学生定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割）を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。

3　この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻に係る専任教員数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

## ○農林水産省令第十五号

種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）の一部及び種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和三年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づき、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

農林水産大臣　金子原二郎

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

**第一条**　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （書面の用語等）<br>**第三条**　法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下「品種登録出願」という。）に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び同条第二項に規定する出願品種（以下「出願品種」という。）の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。<br>2・3　（略） | （書面の用語等）<br>**第三条**　品種登録出願に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び出願品種の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。<br>2・3　（略） |
| **第四条**　削除 | （品種登録出願の手続）<br>**第四条**　種子又は種菌を種苗とする品種について品種登録出願をしようとする者は、当該品種の種子又は菌株を当該出願の際に提出しなければならない。 |
| （願書の記載事項等）<br>**第五条**　法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあっては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名並びにこれらを特定するために必要な事項を記載するものとする。<br>2　法第五条第一項の願書には、重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質については、出願者が当該重要な形質に係る特 | （願書の記載事項等）<br>**第五条**　法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあっては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名を記載するものとする。<br>（新設） |